

職員退職給与規程

新潟市異業種交流研究会協同組合

第1条 新潟市異業種交流研究会協同組合（以下「本組合」という。）に勤務する職員が1年以上勤続して退職したときは、この規程により退職金を支給する。

第2条 退職金は、職員の退職時の基本給月額に、別表1に定める勤続期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。

第3条 この規程による退職金の支給を確実にするために、本組合は、職員を被共済者として新潟県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）と特定退職金共済契約を締結する。

第4条 特定退職金共済契約の掛金の月額は、職員の基本給月額に応じ、決定し、毎年4月に調整する。

第5条 中央会から支給される退職金の額が第2条の規程によって算出された額より少ないときは、その差額を本組合が直接支給し、中央会から支給される額が多いときは、その額を本人の退職金の額とする。

第6条 職員が懲戒解雇を受けた場合には、退職金を減額することができる。この場合、中央会から支給される退職金については、その減額を申出ることがある。

第7条 第2条の勤続期間の計算は、雇い入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない端数は、5カ月以下は切り捨て、6カ月以上は1年とする。

第8条 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6カ月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。

第9条 本組合から支給する退職金は、職員が退職又は死亡したときから1カ月以内に、本人又は遺族に支給する。

第10条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

附 則

この規程は、平成6年5月12日より施行する。

別表 1 : [退職金支給率]

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0.5	16年	11.5
2	0.7	17	12.5
3	1.5	18	13.5
4	2.0	19	14.5
5	2.5	20	15.5
6	3.2	21	16.5
7	4.0	22	17.5
8	4.8	23	18.5
9	5.6	24	19.5
10	6.4	25	21.0
11	7.2	26	22.0
12	8.0	27	23.0
13	8.8	28	24.0
14	9.6	29	25.0
15	10.5	30	26.0

(注) 30年を超える年数1年を増すごとに1.0を加える。